

「2018年度JICA地球ひろば教員向け研修/情報発信/運営事務局業務」

(公告日：2018年3月12日／公告番号：国契-17-137) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 24	(入札説明書) 5. 業務内容 イ. 研修の運営	「5. 業務内容」の「イ. 研修の運営」に「海外研修の引率、業務調整」とありますが、「海外研修中の記録作成(同行する場合)」となっています。また、「6. 業務実施体制等」の「(2) 業務量の目安」には「なお、海外研修同行者については、上記の業務量の目安には含んでいない」とあります。	国内での業務(事前・事後研修)は、業務目安に含めております。一方、海外研修への同行・引率にかかる業務は行わないこととします。 よって、これに伴う直接人件費の計上は必要なく、海外研修への同行・引率にかかる業務は「業務量の目安」としても含めておりません。
2	P. 31	(入札説明書) 6. 業務実施体制等 (2) 業務量の目安	本件業務には、研修同行は含まれますでしょうか？含まれる場合、同行時の業務量(10日間)を業務量の目安に合計して積算する必要がありますか？	これに関連する入札説明書の訂正として、5. 業務内容(1)-2)-⑤-イに記載のある「海外研修の引率、業務調整」、「受注者からの同行者の出張手配、航空賃、保険料等の支払い」、「【受注者業務・経費支払】受注者同行者○」「海外研修中の記録作成(同行する場合)」に関する業務を削除します。(P23-24)
3	P. 31	6. 業務実施体制等、 (2) 業務量の目安	海外研修同行者が業務量の目安に含んでいないとのことですが、海外研修同行者の国内での業務(例：事前研修、事後研修時の受講者のサポート、海外研修後の報告など)も含まないと考えていますか。また、そもそも海外研修同行者の業務量を目安に含めなかった意図がありましたら教えてください(業務量算定の参考となるため)。	
4	P. 2 P. 29	5. 競争参加資格	「5. 競争参加資格」では、個人番号関係業務を行えるか否かは「個人情報の安全管理措置に関する調査シート」の内容を見て判断すると読めます。一方、29ページに「・個人情報取り扱いにつき、受注者および制作・運業者(再委託する場合)いずれもプライバシーマーク等の資格取得は必須である。」とあります。プライバシーマーク等の資格取得がないと応札できないのか、資格がなくても「個人情報の安全管理措置に関する調査シート」の内容次第で競争参加資格が与えられるのかどちらでしょうか。	「・個人情報取り扱いにつき、受注者および制作・運業者(再委託する場合)いずれもプライバシーマーク等の資格取得は必須である。」とありますが、競争参加資格に必須条件として記載していないことも踏まえ、「・個人情報取り扱いにつき、受注者および制作・運業者(再委託する場合)いずれもプライバシーマーク等の資格取得を推奨する。」に訂正します。 よって、個人情報保護に関する資格・認証(プライバシーマーク等)の有無に関わらず、応札は可能です。但し、同資格・認証を有している場合は、評価の加点対象となりますので、遅くとも4月10日技術提案書提出締切日迄に必ずその証明書を提出願います。 なお、「個人情報の安全管理措置に関する調査シート」はマイナンバー取扱管理業務に伴う調査であり、個人情報保護に関する資格・認証(プライバシーマーク等)の資格とは別の評価となります。
5	P. 29	③メールマガジン配信・運営管理	「個人情報取り扱いにつき、受注者および制作・運業者いずれもプライバシーマーク等の資格取得は必須である」とのことですが、必須とされるプライバシーマーク等の資格の対象を教えてください(「等」はどこまでの範囲か)。	「・個人情報取り扱いにつき、受注者および制作・運業者(再委託する場合)いずれもプライバシーマーク等の資格取得は必須である。」については、上述のとおり、「・個人情報取り扱いにつき、受注者および制作・運業者(再委託する場合)いずれもプライバシーマーク等の資格取得を推奨する。」に訂正します。 なお、同資格・認証を有している場合は、評価の加点対象となり、「プライバシーマーク」以外に「ISO/IEC 27018」も対象となります。(P. 29, 40, 43)
6	P. 45	第4 経費に係る留意点	「VI. 共通経費_1. PCリース料」及び「2. メールマガジン配信料」について、実際の調達にあたっては、見積合わせを行う必要はありますか？	価格競争の対象であるため、見積合せの必要はありません。
7	見積金額内訳書I	1. 教師海外研修(教育行政官コース) 3. 海外派遣関係経費	入札説明書の24ページには、「2018年度、参加者の日当・宿泊費は、参加者側負担とする」と記載されています。他方、見積金額内訳書Iには、「(4)参加者海外旅費」として日当及び宿泊費が計上され、同行者については、日当の計上がありませんが、差し支えないでしょうか？	2018年度、参加者の海外研修日当・宿泊は、参加者側負担とし、また海外研修の本契約内での同行者分の計上は不要です。よって、見積金額内訳書Iの3. 海外派遣関連経費のうち、(4)参加者海外旅費、日当・宿泊費、及び(5)同行者海外旅費の見積計上を削除します。これに伴い、第4 経費にかかる留意点1. (3)定額で見積もる直接経費を訂正し、7,316,490円(定額/税抜)を計上願います。(P46, P68-69)

以上